

地域活性化・経済危機対策臨時交付金について

1 沿革

4月10日に決定された「経済危機対策」（「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）に基づき編成された国の第一次補正予算において、地域の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施するための「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」が創設された。

2 交付金の概要

区 分	経済危機対策臨時交付金	
国予算額	1兆円（都道府県 4,000億円 市町村 6,000億円）	
交付限度額	総額の1/2は交付税の「地方再生対策費」算定方式を、1/2は「包括算定経費（人口）」算定方式を基本に算定。 財政力指数等により調整 浜松市：2,903,497千円（国試算額）	
市予算額	6月補正 2,918,000千円 9月補正 305,000千円 11月補正 98,000千円 2月補正 114,864千円 計 3,435,864千円	
2月補正 の主なもの	【追加事業】事業費計 426,200千円 ・学校施設緊急整備事業 事業費 200,000千円 小学校、中学校、幼稚園の施設整備費 ・消防車両購入事業 事業費 112,100千円 老朽化した消防車両の更新 ・公民館等機能修復事業 事業費 40,900千円 公民館等の改修工事 ・庁舎整備事業 事業費 25,000千円 庁舎の整備費 ・消防団車両購入事業 事業費 16,000千円 老朽化した消防団車両の更新 ・小中学校スポーツ施設夜間照明等整備事業 事業費 14,000千円 グラウンド夜間照明機器の増設工事 ・新型インフルエンザ対策事業 事業費 10,000千円 検査体制強化のための検査機器購入 【減額事業】 ・デジタルテレビ整備事業など 事業費 342,336千円	

地域活性化・きめ細かな臨時交付金について

1 沿革

「明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）」において、「電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する。」とされたことを踏まえ、平成21年度第2次補正予算において、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」が創設された。

2 交付金の概要

区 分	きめ細かな臨時交付金
国予算額	5,000億円 第1次交付 4,500億円(都道府県 1,800億円、市町村 2,700億円) 第2次交付 500億円
交付限度額	地方交付税の基準財政需要額の算定方法等に準じた外形基準に基づいて、総額のうち、4,500億円につき第1次交付限度額を設定。残りの500億円は実施計画の合計額が第1次交付限度額を超える地方公共団体であって、本対策の趣旨に沿った、効果が高い事業を実施しようとするものに配分 第1次交付限度額見込 浜松市：1,303,606千円(国試算額)
対象事業	・地域の活性化に資するきめ細かなインフラ整備事業 ・平成22年1月1日以降に予算化される事業 など
市予算額	2月補正 2,042,214千円
市充当事業の主なもの	事業費計 2,249,000千円 <ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な安全対策事業(道路・河川) 市内一円の市民に身近な安全対策 事業費 700,000千円 ・公共建築物緊急耐震化推進事業 小中学校校舎などの耐震補強工事 事業費 565,000千円 ・スポーツ施設整備事業 広域利用型や身近なスポーツ施設の整備 事業費 194,000千円 ・アクトシティ浜松施設整備事業 中央監視システム更新工事など 事業費 150,000千円 ・公民館等機能修復事業 緊急性の高い改修工事 事業費 111,000千円 ・勤労者福祉施設整備事業 勤労会館の改修工事 事業費 105,000千円 ・林業生産インフラ緊急整備事業 林道・路網などの整備 事業費 100,000千円 ・公園施設改良事業 公園施設の改良工事 事業費 100,000千円

浜松市建設公社支出金について

財務部財政課

1 目的

(1)建設公社の整理、統合について

財団法人浜松市建設公社は昭和35年の設立以来、公社設立の主たる目的である浜松市域における8地区4,353区画の住宅地、12地区148区画の工場用地の開発を行い、良好な住宅地等の供給を行ってきたが、社会的なインフラの整備、官民の役割分担、住宅需要の変化等を踏まえ見直しが必要となった。

また、財政健全化法の施行など地方公共団体と外郭団体を取り巻く状況の変化のなか、外郭団体の整理・統合等を検討する必要も生じている。

このことから、住宅地等の供給を行ってきた土地開発事業を廃止することで整理を行い、残る公共施設管理事業などは、平成22年4月1日に財団法人浜松まちづくり公社との合併により引き継ぐことで外郭団体の統合を行い、経営の合理化、健全化に努めるものである。

(2)清算に対する負担について

建設公社の事業資金として借入した金融機関の債務について、資産の整理により圧縮に努めているが、592,449千円残る見込みである。

この残額については、建設公社が担ってきた準公共的な土地開発事業の債務であることや浜松市が金融機関と損失補償契約を締結していることを踏まえ負担する。

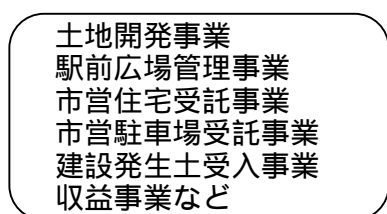
2 補正額 592,449千円

3 まちづくり公社に引き継ぐ事業、資産、職員について

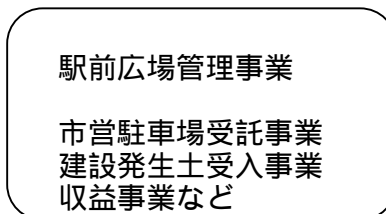
(1)事業について

- ・土地開発事業、市営住宅受託事業を廃止し、その他の事業を引き継ぐ

現状



移行事業



(2)資産について

- ・基本財産10百万円、特定資産94百万円、その他資産(駅前広場施設など)442百万円を引き継ぐ

(3)職員について

- ・引き継ぐ事業量にあわせ、正規職員17人と契約職員8人を引き継ぐ

天竜ものづくり継承事業（交付金）について

生活文化部文化政策課

1 目的

本田宗一郎顕彰基金は、浜松市名誉市民である本田宗一郎の業績を顕彰し、その創造の精神を次代に継承することを目的に設置している。

天竜ものづくり継承施設については整備が概ね完了し、また、顕彰の具体的な事業を行うNPO法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部が設立し、活動を始めている。この活動を行うための原資として、本田宗一郎顕彰基金からNPO法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部へ1億円を交付する。

2 事業内容

NPO法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部に対し、本田宗一郎顕彰基金から1億円を交付する。NPO法人は交付金を基金運用し、その運用収入等により下記の顕彰事業に活用する。

《顕彰事業の主な内容》

- ・展示公開事業(企画・特別展：年2回程度)
- ・ワークショップ・セミナー等開催事業(月2回程度)
- ・記念館ガイド事業(随時) など

3 補正額 100,000千円(交付金)

(財源：本田宗一郎顕彰基金繰入金 100,000千円)

本田宗一郎顕彰基金の現状

項目	金額	備考
原資	300,000千円	寄附・旧天竜市による積立金
利子積立額	14,378千円	
取り崩し額	200,632千円	設計費・工事費等に充当
	100,000千円	NPO法人へ交付
21年度末の残高見込	13,746千円	一般財源へ繰入

基金設置の目的を遂行する条件が整ったことに伴い、本田宗一郎顕彰基金を廃止する。

廃止時期 平成22年4月1日

私立学校耐震化整備助成事業について

こども家庭部次世代育成課

1 目的

私立の高等学校・中学校の校舎（幼稚園の園舎を含む。）及び屋内運動場の地震に対する安全性を確保することを目的として、市内に中学校・高等学校又は幼稚園を設置する学校法人が行う校舎等の耐震化を目的とする耐震補強及び改築の事業費に対して補助を行う。

2 対象施設

赤門幼稚園

設置主体	学校法人 赤門学園
所在地	南区新橋町
在籍園児	101人（平成21年6月1日現在）
園舎面積	1,408.91㎡（鉄筋コンクリート造）
事業内容	園舎の耐震化を目的とする改築
総事業費	294,000千円（うち市補助額10,000千円）

3 補正額 10,000千円

「私立学校耐震化整備補助金」の制度について

…耐震診断において、改築を要するとされる基準（ I_s / E_t 値が、1.0未満かつ I_s 値が0.7未満）に該当すると診断された、構造上危険な状態にある施設を対象とする。

また、耐震化に要する耐震補強及び改築費用に充当する借入金を補助対象経費とする。